

## 再交付・統合・書替申請要領

- ・当協会にて取得された技能・養成講習等修了証を紛失された場合、氏名を変更された場合は、書き替え・再交付申請が必要です。
- ・当協会にて交付した技能講習修了証を複数お持ちの方は、1枚の修了証に統合することができます。
- ・当協会にて発行した修了証のみ再発行できます。当協会にて取得されたか、確認する必要があるため **必ず事前にお電話ください。**

★申込みは必要書類に再交付料(2,660円)を添えて「現金書留」で郵送、又は窓口へ直接お越し下さい。

※責任者不在の場合は発行できません。来会される時は、必ず前日までにお電話ください。  
お電話いただけない場合、即日交付ができない可能性があります。その際は後日送付となり、送料をご負担いただきます。

### ① 申込書（A4用紙：必要事項をご記入のうえ、写真貼付け必須）

※ 写真(縦3.0×横2.4cm)申請前6か月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの

### ② 本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等、マイナンバーカードの写し）

### ③ 氏名の変更・旧姓等の併記・・・旧姓が確認できる公的機関の証明書の写し

【旧姓が併記された戸籍謄本・住民票・自動車運転免許書など】 **※変更前の氏名がわかるようしてください。**

### ④ 再交付料 修了証 一枚 2,200円（消費税込み）

### ⑤ 返送料 460円

※領収証名の希望があればお書き添えください。

※現金書留以外の現金郵送は違法です。未着、トラブルには対応できません。

### ⑥ 代理人申請時①～⑤の必要書類および、委任状に必要事項をご記入のうえご提出ください

**委任状には代理人の本人確認書類と、申請者(再交付を受ける人)ご自身の署名・押印が必要です。**

送付先 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里2丁目24-2

一般社団法人 淀川労働基準協会

TEL 06-6195-3992 平日9:00～17:00

(最寄りの交通機関)阪急京都線「上新庄駅」下車

南出口から市バス乗り場を右方向へ阪急電車・線路沿いに徒歩15分



ご不明な点はお送りになる前、来社される前にお電話にてご確認ください。  
書類、提出物に不備があれば、揃うまで再交付が遅れますのでご了承ください  
土日祝休（冬・夏・総会外出等臨時休業あり）来社の場合はご注意ください。

### 再交付・統合できる修了証

・フォークリフト運転 ・玉掛け

### 再交付できる修了証

・安全衛生推進者養成講習 ・衛生推進者養成講習 ・安全管理者選任時研修  
・職長等安全衛生教育 ・職長・安全衛生責任者教育

・5t未満クレーン運転特別教育 ・動力プレス金型調整特別教育 ・アーク溶接特別教育

・化学物質管理者講習(取扱い事業場向け/製造事業場向け) ・保護具着用管理責任者教育

( )技能講習修了証 再交付 書替 申込書

(写真貼付)  
3.0cm×2.4c  
m申請6ヵ月以  
内に撮影した上三  
分身正面脱帽  
のもの

様式第18号(第82条関係)

( ふ り が な ) 氏 名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 ( い ず れ か を ○ で 囲 む )	有 / 無
併記を希望する 旧姓又は通称	
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

申込者氏名

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

<備考>

写真(3,0cm×2,4cm申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの)

申込書 写真欄に貼付

表題の( )内には技能講習の種類を記入し、「再交付」及び「書替」のうち該当しない文字を抹消する。

「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望を○で囲む。

併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入する。

損傷による再交付の申込みの場合にあっては旧修了証を書替えの申込みの場合にあっては旧修了証及び記載事項の移動を証する書面を添付する。

# 委任状

1 代理人氏名

---

2 代理人住所

---

3 代理人電話番号 自宅

---

連絡先等

---

## 代理人確認書類（写し）

（以下の余白に代理人の運転免許証の写し・健康保険証の写し・マイナンバーの写し・住民票のいずれかを貼付してください。）

※ 以下は申請者ご自身をご記入ください。

私は、上記の者を代理人と定め、技能講習修了証等の再交付申込み手続きの件につき、その権限を委任します。

令和 年 月 日

申請者住所

申請者

印